

変電設備等設置届出書の概要及び提出方法等

届出の概要

下記に該当する設備を設置するときには届け出が必要です。

1. 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）
2. 燃料電池発電設備（宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）
3. 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例第 12 条第 4 項に定めるものを除く。）
4. 蓄電池設備

届出方法等

届出時期

設置する前に、あらかじめ届け出る。

届出先

当該設備を設置する所轄の消防署

（詳しくは[防火対象物に関する届出先](#)を御覧ください。）

変電設備を設置する場合の注意点

変電設備の設置を届け出る際には、届出書の全出力又は、定格容量の欄に下記の表の係数を換算して記入してください。

変圧器の定格容量の合計（単位：KVA）	係数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70

添付書類

- 見取図
- 配置図
- 当該設備の設計図書

必要に応じて、その他の図面等の添付を求める場合がありますので、届出先に御確認ください。